

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

平成30年 3月

加賀市

目 次

第 1	農業経営基盤強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第 3	経営管理の方法、農業従事の態様等に関する新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	5
第 4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	5
第 5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	6
1.	利用権設定等促進事業に関する事項	7
2.	農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	1 3
3.	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	1 3
4.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	1 3
5.	農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	1 6
6.	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	1 6
7.	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	1 7
8.	その他、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	1 8
第 6	農地利用集積円滑化事業に関する事項	1 8
第 7	その他	2 1

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 加賀市の農業をめぐる状況と課題

加賀市は石川県南部に広がる加賀平野の南西部に位置し、その立地条件を生かした水稻を主体とする農業が展開されている。この他に果樹及び野菜の団地が形成され、水稻とともに基幹的な作目を構成している。

今後は、これらの作目において、高収益性と担い手を中心とした地域の産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と果樹・野菜等の集団的経営を展開する農家との間で、労働力の提供、農地の賃借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。加賀市の農業構造については、年々第3次産業就業人口が増大し、恒常的勤務による安定兼業農家が増加傾向にある。これら兼業化によって土地利用型農業を中心に農業の担い手不足が深刻化している。また、農地の資産的保有傾向が強く安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化・機械更新時・世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

2 農業構造の改善方向

このような状況に対処し、農業を今後とも加賀市の基幹産業として振興していくには、関係機関・団体との相互の連携と役割分担の下、引き続き優良農地の確保を基本として、農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるとともに、農地を有効に活用できる効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立する必要がある。

このため、農業が職業として魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（平成38年を目途）の農業経営の目標を明らかにし、その達成に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする意欲的な農業者を、担い手として育成する。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴い、農業後継者に承継されない又は担い手に集積されない農地のうち一部遊休化したものが近年増加傾向にあり、これらを放置すれば担い手に対する農地の利用集積や周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

3 担い手の育成

(1) 育成の目標

加賀市は平成38年度を目途とした将来の目標について、農業経営の発展を目指し農業を主業とする就業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり概ね380万円程度、以下「目標農業所得」という。）、年間労働時間（主たる従事者1人当たり概ね2,000時間程度）の水準を実現できる担い手を育成する。

(2) 認定農業者制度の推進

- ① このような担い手を目指す農業者を認定農業者として積極的に認定し、当該農業者の経営改善の取り組みを、関係機関・団体と連携して支援する。

但し、具体的な認定にあたっては、近年の農産物価格が著しく低下していることなどを踏まえ、農業者が作成する経営改善計画が目標農業所得を確保できる内容でなくても、一定の農業所得を確保する内容であり、かつ計画期間の終了後も目標農業所得の確保に向けて引き続き経営改善に取り組むと見込まれるときは、総合的な判断により、担い手を目指すものとして認定できるものとする。

この場合における一定の農業所得は、近年の農産物価格の動向と農業所得等を考慮し、当分の間、中山間地域では、目標農業所得の 8 割程度（主たる従事者 1 人あたり 300 万円程度）を目安とし、経営規模等の指標を示すものとする。

② 認定農業者制度の適切な運用を図るため、関係機関・団体との連携を強化し、次の事項の取り組みを行う。

ア 地域農業を中心的に担うことが期待される中核農家等の農業者に対して、認定農業者制度の内容や支援措置等を周知するとともに、認定農業者となるよう働きかけ、経営改善計画の作成を指導する。

イ 経営体としての体制が整った認定農業者については、農業法人への誘導を図る。また、経営改善計画の期間が終了する認定農業者については、計画の実践結果を点検し、一層の経営改善や農業所得の確保を目指した新たな経営改善計画の作成を指導する。

ウ 家族経営協定が締結されている経営体については、経営の発展方向等において必要な場合は、女性農業者や農業後継者等との経営改善計画の共同申請を指導する。

エ 経営改善計画を作成する農業者が高齢である場合は、後継者の確保や効率的な集落営農への移行等、経営の継承・発展の方向をできるだけ明らかにするよう指導する。

オ 経営改善への取り組みが見られない認定農業者については、経営改善に取り組むよう適切な指導・助言を行う。また、認定にあたっては、指導・助言にもかかわらず長期間経営改善に取り組まない場合は、やむを得ない事情がある場合を除き認定を取り消すことについて、予め当該農業者に知らせておくものとする。

カ 認定農業者の認定及び認定の取り消しに当たっては、既存の認定審査会（南加賀農林総合事務所（以下「南加賀農林」という。）、加賀市、加賀農業協同組合（以下「農協」という。）、加賀市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の担当職員で構成）で、客観的な意見の聴取に努める。

キ 認定農業者の経営状況を定期的に把握する。

4 効率的な集落営農の推進

加賀市において担い手の育成が当面困難な地域にあつては、地域農業集団を育成するとともに経営の協業化や水田経営規模の拡大等を進め、特定農業団体や集落型経営体への移行を促進する。また、経営体として体制の整った組織については、農業法人への誘導を図り、認定農業者として育成する。

中山間地域等直接支払地区においては、農地の一体的管理を行い、当面集落を単位とした生産組織の育成を図る。

5 支援対策の方向

(1) 加賀市は、将来の農業に必要な基本的な条件を考慮して整備するため、加賀市農業活性化協議会において認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、南加賀農林、農協、農業委員会などにも協力を求めつつ制度の積極的な活用を図るものとする。

(2) 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業委員会は、認定農業者など担い手や効率的な集落営農への農地集積の促進に努める。

土地利用型農業に取り組もうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて、利用権設定等を進める。

これらの農地の流動化に関しては、農地の効率的利用を推進するため、土地利用調整を全市的に展開して、集団化・連担化した条件で農用地が利用集積されるよう誘導する。そのため、農地利用集積円滑化事業及び事業促進の為の予算措置の活用を図り、担い手への面的集積を推進する。このような農地の貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大も推進し、農協との連携を密にして、農業経営の規模拡大に結びつくように努める。

さらに、農地中間管理事業法（平成 25 年法律第 101 号）により、農地中間管理機構が分散・錯綜した農地利用を整理し、農地集積を促進する制度を活用して、担い手への農地集積を図る。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

(3) 生産性の向上を図るため、大型区画の圃場整備を推進し、土地利用型農業については、集落における合意を基本として、消費者や実需者のニーズに的確に対応した計画的な生産、水稲・大豆等を組み合わせた水田の高度利用に努める。また、集約的な農業の展開を助長するため南加賀農林や農協の指導の下に、露地野菜や施設野菜・花き栽培等も推進し、地域条件に合った産地づくりと経営の体質強化に努める。

畜産については、需要動向に対応した生産、受精卵移植等の新技術の導入、家畜糞尿処理等の環境対策を推進し、経営の体質強化に努める。

(4) 認定農業者の多様な経営展開を図るため、加工・販売部門を含めた経営の複合化、農業法人における分社化や関連事業者との連携強化等を促進するとともに、家族経営協定締結を推進し女性農業者等の経営参加を推進する。

また、次代を担う新規就農者や農業後継者の育成・確保を図るため、農業青年組織（加賀農業青年グループ）や中核農家組織（加賀農業振興協議会）への加入を促進する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

加賀市の平成 24 年度から 28 年度までの 5 年間で新規就農者は 15 人である。今後、新規就農者が、長期的な農業経営を行っていくためには、従来からの基幹作物である水稲の他、果樹・野菜の産地としての生産量の維持・拡大し、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、加賀市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間 1 万人から 2 万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や石川県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標 120 人を踏まえ、加賀市においては年間 4 人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

加賀市及びその周辺市その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人あたり 2,000 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3 に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の 6 割程度の農業所得、すなわち主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 250 万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた加賀市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については南加賀農林、農協、地元生産組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあけて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

現に、加賀市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、第 1 の 3 の(1)に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標と第 1 の 3 の(2)の①で目安とした指標を示すと次のとおりである。

[個別経営体]

別紙 3 のとおり

[組織経営体]

別紙4のとおり

注) 1 組織経営体とは、複数の個人または世帯が共同で農業を営むか、これと併せて農作業を行なう経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの。

2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従業者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第3 経営管理の方法、農業従事の様態等に関する新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に加賀市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、加賀市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

経営管理の方法、農業従事の様態等に関する指標

営農類型	経営管理の方法	農業従事の様態
認定新規就農者 （個別経営体）	<ul style="list-style-type: none">・ 青年等就農計画に基づく、経営計画の確実な実施・ 複式簿記記帳、青色申告による、経営管理の実施・ 経営管理能力を強化し、認定農業者への移行を推進	<ul style="list-style-type: none">・ 栽培技術及び経営管理能力の向上に向けた研修等の活用・ 臨時雇用者の確保、適正な休憩時間の確保による過重な労働負担の防止・ 農作業環境、作業方法の改善、労働安全性の向上

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

上記第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標		備考
	80%	認定農業者 4ha 以上
個別経営体	2,500ha	組織経営体 20ha 以上
組織経営体	300ha	
農用地面積計	2,800ha	

注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起・代掻き・田植え・収穫、その他作物については耕起・播種・収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受委託面積含む）面積シェアの目標である。

2 目標年次は平成 38 年とする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積を推進するために、加賀市は南加賀農林、農業委員会、農協、加賀市農業活性化協議会等関係機関及び関係団体と連携し、市段階で行う農地利用集積円滑化事業を促進するため、農用地等の面的集積に関する予算措置の活用等により、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農用地を面的に集積し、農業経営の一層の効率化を図る。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、加賀市農業活性化協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、加賀市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図る。

また、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の中で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

加賀市は、石川県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、加賀市農業の地域的特性である複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

加賀市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①利用権設定等促進事業
- ②農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ③農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ④農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑤委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑥農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑦その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦地の多い地域においては、圃場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かす為、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取り組みによって、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるように努める。

イ 中山間地においては、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。これにより、担い手不足が原因で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、加賀市は、農地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養蓄の事業を行う個人（法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人〔農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規程する農地所有適格法人をいう。〕が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件の全て（農地所有適格法人にあっては（ア）、（エ）、（オ）に掲げる要件の全て）を備えること。

（ア）耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情

がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に規定する事業を行う農業共同組合連合会、農業協同組合、法第 4 条第 3 項第 1 号ロに規定する農地利用集積円滑化事業及び農業構造の改善に資するための事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地利用集積円滑化団体が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する利用権の設定等を受けた後において行う耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げるものを除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から④に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後

において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 8 第 1 項第 1 号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定又は移転される利用権の存続期間又は残存期間の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 加賀市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年 5 月 31 日付け経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 加賀市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

- ① 加賀市は、法第 6 条の規定による基本構想の同意後必要があると認められるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第 2 条によりみなされる場合は不要）。
- ② 加賀市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 加賀市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるように努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を

始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、加賀市に対し農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 加賀市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法第195号）第52条第1項、又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 加賀市の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体がその事業実施地域内の農用地の利用の集積を図るため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 加賀市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 加賀市は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合、土地改良区または農地利用集積円滑化団体からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときに、加賀市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 加賀市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養蓄の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名所及び住所
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名所及び住所
- ④ ①に規定する者が設定又は移転を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定又は移転に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、
 - ア 貸し付けられた農用地が適正に利用されていないと認められる場合には貸借の解除する旨の条件、
 - イ 農用地について賃借権または使用貸借権の設定を受けた者は毎年、当該農用地の利用状況を加賀市長に報告する旨（この場合、加賀市長は、その報告の写しを農業委員会に提出する）、
 - ウ 法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者が撤退した場合の混乱を防止するため、
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め
 - (オ) (ア) から (エ) のほか、撤退した場合の混乱防止の為の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

加賀市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 5 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意につい

ては、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。

(9) 公告

加賀市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を加賀市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

加賀市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され若しくは移転し又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

加賀市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払など利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 加賀市は、次のいずれかに該当するときは、法第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権または使用貸借による権利の設定を受けた法第 18 条第 2 項 6 号に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるべきことを勧告する。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 加賀市は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消す。

ア 法第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利を受けた、法第 18 条第 2 項 6 号に規定するものが、その農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき。

- イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 加賀市は、②の取り消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告する。
- ④ なお、③の公告があったときは、②の取消しに係る貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

2 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

- (1) 加賀市は、農地中間管理機構である（公財）いしかわ農業総合支援機構との密接な連携の下に、農地中間管理事業を積極的に実施する。
- (2) 農業委員会、農協及び農地利用集積円滑化団体は、農地中間管理事業の実施に関し農地中間管理機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めるものとする。

3 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

加賀市は、加賀市の全部又は一部を事業の実施地区として農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体及び加賀市、農業委員会、農協、加賀市農業活性化協議会等、関係機関及び関係団体との連携の下に、事業の趣旨が十分理解されるよう普及啓発活動を行う。

4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

加賀市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域などの観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外できるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を促進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
 - イ 農用地利用改善事業の実施区域
 - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
 - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
 - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
 - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を加賀市に提出して、農用地利用規程について加賀市の認定を受けることができる。
- ② 加賀市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 加賀市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を加賀市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利

用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見こまれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）第 5 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 加賀市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 1 2 条第 1 項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 加賀市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 加賀市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、南加賀農林、農業委員会、農協等の指導、助言を求めできたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

5 農協が行う農作業の委託あっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

加賀市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受委託料金の基準の設定

(2) 農協による農作業の受委託のあっせん等

農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設等の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

加賀市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

(公財)いしかわ農業総合支援機構や南加賀農林、農協などと連携しながら、就農相談会を定期的を開催し、就農希望者に対し、市内の就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行なう。また、市内での農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

加賀市が主体となっていしかわ耕稼塾や南加賀農林、農業委員、農協、地元生産組合等と連携・協力して巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援及び青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については(公財)いしかわ農業総合支援機構、技術や経営ノウハウについての習得についてはいしかわ耕稼塾等、就農後の営農指導等フォローアップについては南加賀農林、農協、認定農業者、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

8 その他、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

加賀市は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 加賀市は、県営担い手育成基盤整備事業（奥谷・片山津・高塚・柴山湖台・平成7年～20年程度）による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 加賀市は、土地基盤整備事業で下河崎、小菅波、大菅波、上河崎地区等において、用排水路の整備をはかることにより乾田化を推進するよう努めるとともに経営構造対策事業によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 加賀市は、地域の土地利用の見直し等を通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 加賀市は、農業集落排水事業について、流域下水道及び公共下水道事業に含まれない農村集落 38 町を 27 地区に分けて順次整備を進めてきており、今後 19 地区について集落排水事業を促進し、定住条件の整備を通じて農業の担い手確保に努める。

オ 加賀市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行なうに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

加賀市においては、南加賀農林、農業委員会、農協、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後 10 年間にわたり、第 1、第 4 で掲げた目標や、第 2、第 3 の指標で示した効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において、当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に、効率的かつ安定的な経営の育成指導にあたる。この際、集落段階における合意形成に当たっては、集落等の農業の将来方向と育成すべき担い手の明確化が図られるよう徹底した話し合いを指導する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農協、及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施を進めるにあたり、加賀市農業活性化協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

第 6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が農業生産の相当部分を

担うような農業構造を確立するために、①農用地等の所有者から委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業委託（以下「農地所有者代理事業」という。）、②農用地を買い入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）、③農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（以下「研修等事業」という。）の実施により、農地の効率的な利用に向け、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の集積を促進する役割を果たす。

加賀市は、農業委員会、農協、加賀市農業活性化協議会等関係機関及び関係団体との間で調整を図り、農地利用集積円滑化事業の円滑な推進に向け、上記の役割を果たす事が出来る者を、農地利用集積円滑化団体として承認する。

2 農地利用集積円滑化事業の実施単位として適当であると認められる区域の基準

農地利用集積円滑化事業の実施単位は、加賀市を基本とし、加賀市に複数の農地利用集積円滑化団体がある場合には、事業実施区域の重複に配慮する。なお、事業実施区域が重複する場合には、重複する互いの農地利用集積円滑化団体は、加賀市、農業委員会、農協、加賀市農業活性化協議会、(一社)石川県農業会議、(一社)石川県農業開発公社、(公財)いしかわ農業総合支援機構等と適切に連携を図り、重複地域における農用地の利用集積を図る上で支障が生じないように努める。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施基準に関する事項

農地利用集積円滑化事業の適切な実施を確保するために、次の事項を定める。

(1) 農地利用集積円滑化事業規定の内容

農地利用集積円滑化事業規定には、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関して、次の事項を定める。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売り渡し、貸し付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項
- イ 農用地等の所有者の委任に係る農用地等の保全の為の管理を行う事業に関する事項
- ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

- ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項
- イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項
- ウ 農用地等の管理に関する事項
- エ その他農地売買等事業実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、(一社)石川県農業開発公社、(一社)石川県農業会議、農業委員会等との連携に関する事項

⑥ その他のうち利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地中間管理機構が行う農地中間管理事業との連携の考え方

農地利用集積円滑化団体が農地所有者代理事業を行う場合には、農地中間管理機構への農地の貸付けを最優先に事業を行うことが適切である。

(3) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方については、集積対象者の営農実施区域や面的集積の状況、対象地域における集積対象者の営農活動状況等を総合的に考慮し、認定農業者、集落営農組織及び加賀市農業活性化協議会が策定する加賀市水田農業ビジョンに位置づけられている担い手を中心に集積を図る。

(4) 農地所有者代理事業について農地利用集積円滑化事業を行う者は、加賀市、農業委員会、農協、加賀市農業活性化協議会等関係機関及び関係団体と互いに連携し、所有者から委任を受けた農地に関する情報提供に努めることとする。なお、委任契約にあたっては、農地の中間保有リスクを回避する農地所有者代理事業創設の趣旨を鑑み、円滑な再配分が困難な委任の場合には、委任を受ける期間内及び期間以後における円滑化事業を行う者の負担及び責任が過度なものとならないよう留意する。

なお、農地所有者代理事業の実施にあたっては、所有者から委任を受けた農用地を、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して集積するにあたり、農用地等の面的集積に関する予算措置の活用等により、地域内の農地を一括して引き受けて、まとまった形で再配分を行い、面的集積することにより農業経営の一層の効率化を図るように努める。

(5) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡しの価格設定の基準について、買入価格は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（転用の為に農用地を売却した者が、その農用地に変わるべき農用地の所有権を取得するため高額の特価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案したうえで定めるものとする。農地の借受け、貸付価格については、農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報を基準とする。

(6) 農地利用集積化事業を行うものは、加賀市、農業委員会、農協、加賀市農業活性化協議会等関係機関及び関係団体と連携し、農地利用集積円滑化事業を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農用地を集積し、農業経営の効率化を図る。

また、農地利用集積円滑化事業の推進にあたっては、石川県、(一社)石川県農業会議、農協中央会、(一社)石川農業開発公社及び(公財)いしかわ農業総合支援機構との連携の下に実施する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

なお、この基本構想策定以前になされた、合併前の加賀市及び山中町の基本構想の摘要を受けた者は、期限等が満了するまでは、なお従前の例による。

附則

この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。

附則

この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

この基本構想は、平成30年3月31日から施行する。

別紙 1 (第 5 の 1 (1) ⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 298 条第 1 項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用または公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等〔農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 1 条の 6 第 1 項第 3 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。〕又は畜産公社（農地法施行令第 1 条の 6 第 1 項第 4 号の 2 に規程する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号イ及びハに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

- (2) 農業協同組合法第 72 条の 8 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）、又は生産森林組合〔森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。〕（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第 18 条第 3 項第 2 号ハに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

- (3) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 7 号若しくは第 8 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は3年若しくは6年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年若しくは6年とすることが相当でないと認められる場合には、これと異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払は、賃借人の指定する農協等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p>

<p>借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増加額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、加賀市が認定した額をその費やした金額又は増加額とする旨を定めるものとする。</p>
--------------------------	--

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準
<p>I の①に同じ。</p>	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p>

③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>I の③に同じ。</p>	<p>I の④に同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準
Iの①に同じ	1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。

③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。

所有権の移転の時期
農用地利用集積計画に定める所有権の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

別紙3 (個別経営体)

1 主たる従事者1人当たり3,800千円程度を確保することができるような農業経営における経営規模等の指標

営農類型	経営規模 (作業受託含む)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態 様
1 土地利用型 [対象地域] 主として平坦地 域	水稲： <u>6ha</u> (外に水稲作業受託： <u>5ha</u>) 大豆： <u>3ha</u>	[資本装備] トラクター(30ps)1台、田植機 (乗用5条)、コンバイン(4条)1 台 [労働力] 主たる従業者 1人 補助作業員 0.2人(労 力換算) [主要技術等] (水稲)品質向上技術の 徹底(播種量、移植時 期、水管理、基幹防除 等)、基肥一発施肥体 系、雑草防除等省力体 系の実施 (大豆)効率的土地利 用、機械・施設の協同利 用体系、期間作業の徹底 と適期実施(播種・追 肥、排水対策)	複式簿記記帳の実 施により経営と家 計の分離を図る。 青色申告の実施経 営内の役割分担の 明確化。 経営体質の強化を 図るため適正な自 己資本の装備の充 実を図る。	家族経営協定 の締結に基づ く給料制、休 日制の導入
2 水稲+露地野菜 [対象地域] 主として平坦地 域	水稲： <u>6ha</u> ブロッコリー： <u>4ha</u> (春 <u>2.5</u> 、秋 <u>1.5</u>)	[資本装備] トラクター(30ps)1台、田植機 (乗用5条)1台、コンバイン(3 条)1台、移植機1台、スプリ ンクラー1セット [労働力] 主たる従業者 1人 補助作業員 0.3人(労 力換算) [主要技術等] (水稲)品質向上技術の 徹底(播種量、移植時 期、水管理、基幹防除 等) (ブロッコリー)水田利用、集 団的土地利用調整による 連作障害回避		
3 施設野菜専作 [対象地域] 主として平坦地 域	トマト：0.4ha キュウリ：0.4ha コマツナ：0.2ha	[資本装備] 育苗用ハウス(60坪)1棟 栽培用ハウス(60坪)17棟 トラクター(20ps)1台 [労働力] 主たる従事者 2人 雇用労働 100人・日 [主要技術等] (トマト)無加温栽培、 ネット等の防虫資材の利 用 (きゅうり)無加温栽培 (こまつな)無加温栽培		

4果樹専作 [対象地域] 主として平坦地 域	ぶどう：2ha テラウェア：1.5ha 大粒種：0.5ha	[資本装備] 果樹棚2.0ha ハウス2.0ha 防鳥ネット2.0ha ブームスプレーヤー1台 [労働力] 主たる従事者 2人 雇用労働 345人・日 [主要技術等] テラウェアはジベレリン 処理、大粒種は有袋・有 核栽培、直売比率はテラ ウェア50%・大粒種70%		
	梨：1.5ha 幸水：0.8ha 豊水：0.7ha	[資本装備] 果樹棚1.5ha スปีトースプレーヤー1台 乗用草刈り機1台 収穫コンテナ1式 [労働力] 主たる従事者 1人 補助作業員 0.5人(労力換 算) [主要技術等] 人口受粉、無袋栽培、 「幸水」早期出荷技術、 共販80%、直売20%		
5椎茸	椎茸 菌床：35,000個	[資本装備] 作業舎40m ² 1棟 パイプハウス栽培舎 1,600m ² 2棟 冷暖房施設 1式 フォークリフト1台 保冷库1台 軽トラック1台 [労働力] 主たる従事者 1人 補助作業員 0.5人(労 力換算) [主要技術等] 周年栽培、培養発生一貫 体系		
6酪農	経産牛：40頭 (搾乳牛25頭)	[資本装備] 牛舎1棟 パイプラインミルカー25頭分 パルケラー1,600l パンクリーナー25頭分 ショベルローダー1台 堆肥舎1棟 [労働力] 主たる従事者 2人 [主要技術等] 乳質改善のための個体管 理、低温殺菌牛乳と直販 50%		

8養鶏専業	成鶏：10,000羽	<p>[資本装備]</p> <p>成鶏舎/育雛舎1棟 発酵舎/堆肥舎1棟 自家販売施設1棟 ホイローター1台 選卵機1台 冷蔵庫1台 自動給餌機1台</p> <p>[労働力]</p> <p>主たる従事者 2人 補助作業者 180人・日</p> <p>[主要技術等]</p> <p>開放鶏舎、低床式、直売 比率33%</p>		
-------	------------	---	--	--

2 主たる従事者1人当たり3,000千円程度を確保することができるような農業経営における経営規模等の指標

営農類型	経営規模 (作業受託含む)	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
1土地利用型 [対象地域] 中山間地域	水稲：6ha (外に水稲作業受託：5ha)	<p>[資本装備]</p> <p>トラクター(30ps)1台 田植機(乗用5条)1台 コンバイン(3条)1台</p> <p>[労働力]</p> <p>主たる従業者 1人 補助作業者 0.3人(労力 換算)</p> <p>[主要技術等]</p> <p>(水稲)品質向上技術の 徹底(播種量、移植時 期、水管理、基幹防除 等)、基肥一発施肥体 系、雑草防除等省力体系 の実施</p>	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る。 青色申告の実施 経営内の役割分担の明確化。 経営体質の強化を図るため適正な自己資本の装備の充実を図る。	家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入

別紙4 (組織経営体)

営農類型	経営規模 (作業受託含む)	生産方式 (資本装備)	経営管理の方法	農業従事の態 様
1集落営農タイプ I [対象地域] 中山間地域	水稲：7ha 大豆：1ha 水稲作業受託：3ha	トラクター(30ps)2台 田植機(乗用5条)2台 コンバイン(3、4条)2台 大豆播種機、溝切機、中 耕ロータ各1台 [労働力] 主たる従業者 1人 補助作業者 0.5人(労 力換算) [主要技術等] (水稲)品質向上技術の 徹底(播種量、移植時 期、水管理、基幹防除 等)、基肥一発施肥体 系、雑草防除等省力体 系の実施 (大豆)効率的土地利 用、機械・施設の協同利 用体系、期間作業の徹底 と適期実施(播種・追 肥、排水対策)	経営内の役割分担 の明確化 経理の一元化 経営体質の強化を 図るため適正な自 己資本の装備の充 実を図る	給料制、休日 制の導入 農繁期におけ る補助従事者 の確保を図る
2集落営農タイプ II [対象地域] 主として平坦地 域	水稲：15ha 大豆：5ha 水稲作業受託：2ha	トラクター(40ps)2台 田植機(乗用5条、8条)2台 コンバイン(4条)2台 大豆コンバイン(2条)1台 大豆播種機、溝切機、中 耕ロータ各1台 [労働力] 主たる従業者 1人 補助作業者 0.5人(労 力換算) [主要技術等] (水稲)品質向上技術の 徹底(播種量、移植時 期、水管理、基幹防除 等)、基肥一発施肥体 系、雑草防除等省力体 系の実施 (大豆)効率的土地利 用、機械・施設の協同利 用体系、期間作業の徹底 と適期実施(播種・追 肥、排水対策)		